

「みなトクモン」申請者様へ

「みなトクモン」登録申請についての注意事項

[申請内容]

- ・ エ) 「活用する…」は主に該当するもの1つを選択してください。
- ・ カ) 具体的内容欄は、表示している内容を必ずご記入ください。
- ・ キ) コンセプト欄は、産品をみなトクモンにする理由(想い)を詳細にご記入ください。
単に「みなトクモンのたまごに当てはまるから」ではなく、産品が港区の魅力をどう伝えるものなのかを詳細に説明してください。
港区ならではの感が伝わり、遠くから港区に(買いに・食べに・見に)来たくなる内容が望ましいです。

[著作権]

- ・ 港区マスコットキャラクター「みなりん」の名前は著作権がありますので、商品名に使用しないでください。
- ・ ロゴマークを使用する場合は、別途「みなトクモン」ロゴマーク使用承認申請書の提出が必要です。

[手続き]

- ・ 申請は随時募集しています。
- ・ 区役所にて受付後、みなトクモン委員会の承認を得て認定となりますが、認定には時間を要します。結果については区役所より追ってご連絡いたします。
- ・ 変更、又は認定取り消ししたい場合は下記連絡先までご連絡ください。

【担当】

港区役所総務課産業振興担当

TEL 06-6576-9683

FAX 06-6572-9511

Mail minatokumon@city.osaka.lg.jp